



CHECK!!

工事一時中止に係るガイドライン(案)施行に伴う留意事項

平成29(2017年)年4月1日適用
長野県 環境部 農政部 林務部 建設部

(総括)

- 受注者の責でない事由により工事を施工できない事態が発生した場合、工事を一時中止することは発注者の義務である。
- 受注者は、工事の一時中止を確認請求することができる。

(中止の範囲)

- 一時中止には、中止する範囲によって、全体（全部一時中止）と部分的（一部一時中止）な中止がある。
- 一部一時中止する場合は、工事全体の施工に影響を与える工種（主たる工種）を中止する場合に限られる。

(工期)

- 全部一時中止する場合の工期延長期間は、中止期間相当分とする。
- 一部一時中止する場合の工期延長期間は、工事全体の施工に影響があった期間分とする。

(費用)

- 発注者は、一時中止の必要性が認められ、受注者から費用の請求があった場合、一時中止に伴う増加費用（現場維持等に要する費用および本支店における費用）を負担しなければならない。
- 発注者は、一時中止に伴なう工期を延長せず、受注者から費用の請求があった場合、工期短縮に伴なう費用を負担しなければならない。

(技術者)

- 全部一時中止する場合に限り、その期間において技術者の専任を要しない。
- 工期延長期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6ヶ月を超える場合は6ヶ月）を超える場合は、技術者の途中交代が認められる。
-

(END)